

徳島県規則第十六号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「起業家支援室及び」を削る。

第三条第二項を次のように改める。

2 研究室に係る利用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 履歴（法人にあつては、社歴）を記載した書類
- 二 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 三 研究の内容等を記載した書類
- 四 その他所長が必要と認める書類

第四条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「起業家支援室（研究室）利用許可期間延長申請書」を「研究室利用許可期間延長申請書」に、「経営の方針又は研究の計画」を「研究の内容等」に改める。

第八条の見出しを「（研究室の模様替等の申請）」に改め、同条中「起業家支援室等の模様替え」を「研究室の模様替」に、「起業家支援室（研究室）模様替え等承認申請書」を「研究室模様替等承認申請書」に改める。

第九条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条第一項中「起業家支援室（研究室）利用終了届出書」を「研究室利用終了届出書」に改め、同条第二項中「起業家支援室（研究室）利用終了届出書」を「研究室利用終了届出書」に、「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十一条の見出し中「事業又は」を削り、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、「事業又は」を削る。

別表機械器具使用料の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、第三十二号を削り、第三十三号を第三十号とし、第三十四号から第四十七号までを三号ずつ繰り上げ、第四十八号を削り、第四十九号を第四十五号とし、第五十号を第四十六号とし、第五十一号を削り、同項第四百五十二号中「非接触式三次元スキャナ装置」を「非接触式3Dスキャナ装置」に改め、同号を同項第四百四十七号とし、同項第四百五十三号を第四百四十八号とし、第四百五十四号を第四百四十九号とし、第四百五十五号を削り、第四百五十六号を第四百五十号とし、第四百五十七号から第四百九十一号までを六号ずつ繰り上げ、第四百九十二号を削り、第四百九十三号を第四百八十六号とし、第四百九十四号から第二百三十九号までを七号ずつ繰り上げ、同項第二百四十六号とし、第二百九十四号から第二百三十九号までを七号ずつ繰り上げ、同項第二百四十六号中「アーム式三次元スキャナ」を「アーム式3Dスキャナ」に改め、同号を同項第二百三十三号とし、同項第二百四十一号中「SLA式三次元プリンタ」を「SLA式3Dプリンタ」に、「二七〇円」を「三三〇円」に改め、同号を同項第二百三十四号とし、同項中

第二百四十二号を第二百三十五号とし、第二百四十三号から第二百六十四号までを七号ずつ繰り上げ、同項第二百六十五号中「金属三次元プリンタ（造形装置）」を「金属3Dプリンタ（造形装置）」に改め、同号を同項第二百五十八号とし、同項第二百六十六号中「金属三次元プリンタ（脱脂装置）」を「金属3Dプリンタ（脱脂装置）」に改め、同号を同項第二百五十九号とし、同項第二百六十七号中「金属三次元プリンタ（焼結装置）」を「金属3Dプリンタ（焼結装置）」に改め、同号を同項第二百六十号とし、同項中第二百六十八号を第二百六十一号とし、第二百六十九号を第二百六十二号とし、第二百七十号を第二百六十三号とし、同項に次の四号を加える。

二百六十四	クロスセクションポリッシャ	一台一時間	一、〇九〇円
二百六十五	3Dスキャナ	一台一時間	一、〇五〇円
二百六十六	3Dスキャンデータ処理ソフト	一台一時間	五五〇円
二百六十七	FFF式3Dプリンタ	一台一時間	三九〇円

別表試験手数料の項第一号中3及び4を削り、同項第十一号中28を29とし、27の次に次のように加える。

28	クロスセクションポリッシャを使用して行う試験	一件	六、四九〇円
(一)	試験時間が一時間以内の場合		六千四百九十円に試験時間の時間数（一時間に満たない端数は一とする。）から一を減じた数に二千九十円を乗じて得た額を加算した額
(二)	試験時間が一時間を超える場合		

様式中「,」を「、」に、「電話」を「電話」に改める。

様式第一号その一の注1中「起業家支援室及び」を削り、同様式その二中

「

支援室
研究室

を「

研究室
(区分番号:)

」に改め、「起業家支援室又は」を削る。

様式第二号中「起業家支援室（研究室）利用許可期間延長申請書」や「研究室利用許可期間延長申請書」及び「起業家支援室（研究室）の」や「研究室の」に改める。
様式第四号中「起業家支援室（研究室）模様替え等承認申請書」や「研究室模様替え等承認申請書」及び「起業家支援室（研究室）の」や「研究室の」及び「模様替え又は」や「模様替え又は」に改める。

様式第五号中「起業家支援（研究）を」を「研究」に改める。
に、「起業家支援（研究）を」を「研究」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第十九号）附則第二項の規定による利用の許可及び利用の許可の期間の延長の申請は、改正後の徳島県立工業技術センター管理規則（以下「新規則」という。）第三条第二項、第四条、様式第一号その二及び様式第二号の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 新規則第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる研究に係る概要の報告について適用し、同日前に行われる事業又は研究に係る概要の報告については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は試験に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

5 新規則の様式に相当する改正前の徳島県立工業技術センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。